



鳥取県公報

平成17年3月8日(火)

号外第26号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則(7)(子ども家庭課)..... 2
	鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則(8)(労働雇用課)..... 4
告 示	鳥取県所有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例等に基づく知事の権限の委任(136)(管財課)..... 6
病院局管理規程	鳥取県病院局事務決裁規程の一部を改正する規程(1)(総務課)..... 7

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則

- 1 卒業に必要な修業教科目数と単位数のうち、修業教科目数に係る要件を廃止するとともに、選択必修科目の必要単位数を10単位(現行 18単位)とすることとした。(第9条、別表第2関係)
- 2 学年ごとの修業教科目及びその単位数に係る規定を削ることとした。(第6条関係)
- 3 他の指定保育士養成施設等で取得した教科目に係る単位のうち、一定のものについて鳥取県立保育専門学院における履修単位とみなすことができることとした。(第7条の2関係)
- 4 休学の許可の期間等に関する規定を加えることとした。(第16条関係)
- 5 生徒が精神等に障害を生じ、成業の見込みがないと認められるときのほか、除籍をすることができる場合の要件を定めることとした。(第18条関係)
- 6 入学願書への添付書類のうち健康診断書を不要とするなど、提出書類の見直しを行うこととした。(第11条、第13条、第16条、第17条関係)
- 7 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 8 施行期日等
 - (1) この規則は、平成17年4月1日から施行することとした。ただし、4及び6は、公布の日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則

- 1 鳥取県立倉吉高等技術専門校の訓練科に、新たに短期課程として総合実務科を設け、その訓練生定員を10人とし、訓練期間を1年とすることとした。(第2条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日等
 - (1) この規則は、平成17年4月1日から施行することとした。ただし、2は、公布の日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月 8日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第7号

鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則

鳥取県立保育専門学院学則（昭和53年鳥取県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（修業教科目及び単位数） 第6条 略</p> <p>（入学前の既修得単位等の認定） 第7条の2 <u>知事は、教育上有益と認めるときは、学生が学院に在学する間に他の指定保育士養成施設（児童福祉法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設をいう。以下同じ。）において履修した教科目又は入学前に指定保育士養成施設で履修した教科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、学院の修業教科目の履修により修得したものとみなすことができる。</u></p> <p>2 <u>知事は、指定保育士養成施設以外の学校等（大学、高等専門学校、高等学校の専攻科若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の専攻科、専修学校の専門課程又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第56条第1項に規定する要件を入学資格とする各種学校をいう。）</u></p>	<p>（修業教科目及び単位数） 第6条 略</p> <p>2 <u>学年ごとの修業教科目及びその単位数は、別に定める。</u></p>

で履修した教科目（別表第1の教養科目の項に掲げる修業教科目に相当する教科目に限る。）について修得した単位を、学院の修業教科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（卒業）

第9条 別表第2に定める単位数以上の単位を修得した生徒に対しては、卒業証書（様式第1号）及び指定保育士養成施設卒業証明書を授与する。

（入学志願手続）

第11条 学院への入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに、入学願書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

（1）及び（2）略

（3）略

（入学手続）

第13条 入学を許可された者は、所定の期日までに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

（1）略

（2）略

2 略

（休学及び退学）

第16条 生徒は、病気その他の理由により休学又は退学をしようとするときは、休学願（様式第7号）又は退学願（様式第8号）を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可のうち、休学に係る許可の期間は、1年以内とする。ただし、知事は、特別の理由により必要があると認めるときは、1年以内に限りその期間を延長することができる。

3 知事は、第1項に休学願の提出があったときは、休学の許可に必要な限度において、生徒に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。

（復学）

第17条 休学中の生徒は、その理由がなくなったため復学しようとするときは、復学願（様式第9号）を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の復学願の提出があったときは、復学

（卒業）

第9条 別表第2に定める修業教科目数及び単位数以上の修業教科目及び単位を修得した生徒に対しては、卒業証書（様式第1号）及び指定保育士養成施設卒業証明書を授与する。

（入学志願手続）

第11条 学院への入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに、入学願書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

（1）及び（2）略

（3）健康診断書（新規高等学校卒業者を除く。）

（4）略

（入学手続）

第13条 入学を許可された者は、所定の期日までに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

（1）略

（2）住民票の写し

（3）略

2 略

（休学及び退学）

第16条 生徒は、病気その他の理由により休学又は退学をしようとするときは、休学願（様式第7号）又は退学願（様式第8号）に医師の診断書その他休学又は退学の理由を証明するに足る書類を添えて知事に提出し、その許可を受けなければならない。

（復学）

第17条 休学中の生徒は、その理由がなくなったため復学しようとするときは、復学願（様式第9号）に医師の診断書その他復学の理由を証明するに足る書類を添えて知事に提出し、その許可を受けなければならない。

の許可に必要な限度において、生徒に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。

(除籍)

第18条 知事は、生徒が次の各号のいずれかに該当するときは、除籍をすることができる。

- (1) 休学の期間が経過しても復学しないとき。
- (2) 3年の在学期間を経過したとき。
- (3) 正当な理由なく授業料を滞納し、督促を受けても納入しないとき。
- (4) 死亡し、又は行方不明になったとき。
- (5) 精神又は身体に障害を生じ、成業の見込みがないと認められるとき。

別表第2(第9条関係)

系 統	単 位 数
教 養 科 目	10
必 修 科 目	50
選択必修科目	10(老人福祉の理解に関する科目に係る単位を除く。)

備考

- 1 選択必修科目のうち、保育実習 又は保育実習 については、いずれか1科目2単位を選択するものとする。
- 2 選択必修科目のうち、各年度に開講する科目は、別に定める。
- 3 略

(除籍)

第18条 知事は、生徒が精神又は身体に障害を生じ、成業の見込みがないと認められるときは、除籍をすることができる。

別表第2(第9条関係)

系 統	修 業 教 科 科 目	単 位 数
教 養 科 目	8	10
必 修 科 目	26	50
選択必修科目	13(老人福祉の理解に関する科目を除く。)	18

備考

- 1 選択必修科目のうち、総合音楽又はピアノ についてはいずれか1科目1単位を、保育実習 又は保育実習 についてはいずれか1科目2単位を選択するものとする。
- 2 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第11条、第13条、第16条及び第17条の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に鳥取県立保育専門学院に在学していた者で施行日以後引き続き在学するものに係る教育課程並びに卒業に必要な修業教科科目数及び単位数については、改正後の鳥取県立保育専門学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県立高等技術専門学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第 8 号

鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等技術専門校規則（昭和45年鳥取県規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「削除様式」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除様式を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後						改 正 前					
（職業訓練の種類等）						（職業訓練の種類等）					
第 2 条 専門校で行う職業訓練の種類、訓練課程及び訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間は、次の表のとおりとする。						第 2 条 専門校で行う職業訓練の種類、訓練課程及び訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間は、次の表のとおりとする。					
専門校の名称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練生定員	訓練期間	専門校の名称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練生定員	訓練期間
鳥取県立倉吉高等技術専門校	普通職業訓練	略	短期課程 建築科 総合実務科	20人 10人	1年 1年	鳥取県立倉吉高等技術専門校	普通職業訓練	略	短期課程 建築科	20人	1年
略						略					
2 略						2 略					
（退校）						（退校）					
第12条 生徒は、病気その他の理由により退校しようとするときは、次に掲げる事項を記載した退校願（雇用保険の受給者以外の者にあつては、第 1号から第 3号まで及び第 5号に掲げる事項を記載した退校願）を知事に提出し、その許可を受けなければならない。						第12条 生徒は、病気その他の理由により退校しようとするときは、退校願（様式第 4号）にその理由を証する書面を添えて知事に提出し、その許可を受けなければならない。					
(1) 退校を希望する者の氏名											
(2) 退校を希望する者の保証人の氏名											
(3) 退校願の提出年月日											
(4) 退校の理由											
(5) 退校の予定年月日											
2. 前項第 1号及び第 2号の氏名は、署名又は記名なつ印をするものとする。											
様式第 1号（第 6条関係）						様式第 1号（第 6条関係）					
入 校 願 書			受付番号			入 校 願 書			受付番号		
本 人	略		写真はり付け欄 出願前 3月以内に撮影した脱帽 正面上半身のもの			本 人	略		写真はり付け欄 出願前 3月以内に撮影した脱帽 正面上半身のもの		
	電 話 番 号		性 別				電 話 番 号		性 別		

人	電話番号	性別	縦4センチメートル 横3センチメートル
略			

(注) 略

保 護 者	氏 名	縦4センチメートル 横3センチメートル
	現 住 所 県 郡市 町村 番地	縦4センチメートル 横3センチメートル
略		

(注) 略

様式第4号(第12条関係)

退 校 願	
職 氏 名 様	
このたび下記のとおり退校したいので許可してくだ さるようお願いいたします。	
年 月 日	
本人 氏名	㊟
保証人 氏名	㊟
記	
1 理由	
2 退校予定年月日	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第12条及び様式第1号の改正並びに様式第4号を削る改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する入校願書及び退校願の用紙は、改正後の鳥取県立高等技術専門校規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

鳥取県告示第136号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定に基づき、鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例(平成16年鳥取県条例第32号。以下「条例」という。)及び鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例施行規則(平成16年鳥取県規則第59号。以下「規則」という。)に基づく知事の権限を次のとおり委任するので、規則第8条の規定により告示する。

平成17年3月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 委任する権限

条例及び規則に基づく権限(病院事業の管理者が管理する県有地等(条例第2条第1号に規定する県有地等をいう。)に係るものに限る。)

- 2 委任先
病院事業の管理者

病院局管理規程

鳥取県病院局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年 3月 8日

鳥取県営病院事業管理者 三 原 基 之

鳥取県病院局管理規程第1号

鳥取県病院局事務決裁規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局事務決裁規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目を加える。

改 正 後	改 正 前
別表第2（第4条関係） 局長の専決事項 1～15 略 16 鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例（平成16年鳥取県条例第32号）に基づく知事の権限に属する事務のうち、管理者にその権限を委任された事務で次に掲げるもの （1）同条例第7条第2項の規定による告示 （2）同条例第8条第2項の規定による告示 17 略	別表第2（第4条関係） 局長の専決事項 1～15 略 16 略
別表第5（第7条関係） 局長の委任決裁事項及び局総務課長の委任決裁事項 略 病院長の委任決裁事項 1～28 略 29 鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち、管理者にその権限を委任された事務で次に掲げるもの （1）同条例第4条第1項の規定による放置自動車の状況等の調査及び警告書のはり付け （2）同条例第4条第2項の規定による警察署への通報	別表第5（第7条関係） 局長の委任決裁事項及び局総務課長の委任決裁事項 略 病院長の委任決裁事項 1～28 略

- (3) 同条例第 4 条第 3 項の規定による放置自動車の施錠の解錠及び車内の調査
- (4) 同条例第 5 条第 1 項の規定による放置自動車の移動及び保管
- (5) 同条例第 5 条第 2 項の規定による放置自動車の移動及び保管の通知並びにその旨の公示
- (6) 同条例第 6 条第 1 項の規定による放置自動車の撤去等の勧告
- (7) 同条例第 6 条第 2 項の規定による勧告に従うことの命令
- (8) 同条例第 7 条第 1 項の規定による廃物の認定
- (9) 同条例第 8 条第 1 項の規定による放置自動車の処分
- (10) 同条例第 8 条第 3 項の規定による放置自動車の処分
- (11) 同条例第 9 条の規定による費用の請求

30 略

29 略

附 則

この規程は、公布の日から施行する。